

# 相楽郡広域事務組合監査委員条例

(昭和56年8月制定)

(監査委員の定数)

第1条 相楽郡広域事務組合監査委員の定数は、2人とする。

(監査の結果の公表)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第8項の規定による公表は、相楽郡広域事務組合公告式条例(昭和56年8月制定)を準用する。

(委員の事務引継ぎ)

第3条 監査委員は、監査に関する書類を保管し、その任期が満了したときは、直ちにこれを後任者に引継がなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。